

令和8年2月定例会 県土整備委員会（付託）

令和8年3月2日（月）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

出席委員

委員長 木下 賢功  
副委員長 嘉見 博之  
委員 原 徹臣  
委員 川真田琢巳  
委員 平山 尚道  
委員 長池 文武  
委員 井下 泰憲  
委員 扶川 敦

議会事務局

議事課長 郡 公美  
議事課係長 若松 章予  
議事課主任 広田 亮祐

説明者職氏名

〔危機管理部〕

部長	佐藤 章仁
副部長	飯田 政義
副部長	川口陽一郎
危機管理監	岩原 傑
次長（危機管理政策課長事務取扱）	大井 文恵
危機管理政策課企画幹（危機管理担当）	若山順一郎
防災対策推進課長	明星 康信
防災対策推進課被災者支援推進室長	唐渡 茂樹
消防保安課長	奥田 理悦
防災人材育成センター所長兼消防学校長	吉田 貞伸

---

【追加提出議案】（説明資料（その4））

- 議案第54号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第11号）

【報告事項】

- 徳島県地域防災計画の修正案について（資料1-1、資料1-2）
- 徳島県消防広域化基本構想案について（資料2-1、資料2-2）

---

木下賢功委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時05分）

これより危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

佐藤危機管理部長

それでは、本定例会に追加提出をいたしました案件につきまして、御説明させていただきます。

それでは、まずはじめに、県土整備委員会説明資料（その4）により御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。一般会計についてでございます。

危機管理部の2月補正予算案といたしまして、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり19億4,107万5,000円の増額をお願いしており、補正後の予算額は合計で66億716万2,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。課別主要事項説明についてでございます。

危機管理政策課におきまして、資料の中ほど、消防指導費の摘要欄の②消防学校運営費については、防災センター・消防学校の空調設備改修工事の所要額が確定したことなどによる減額をお願いしており、その他の経費と合わせまして、最下段、合計6,612万2,000円の減額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

防災対策推進課におきまして、資料の上段、財政管理費の摘要欄①命を守るための大規模災害対策基金積立金については、新たな南海トラフ巨大地震被害想定公表を踏まえた防災対策をはじめ、必要な施策を推進するための積み増しによるもので、19億9,850万円の増額をお願いしております。

6ページを御覧ください。

社会福祉総務費の摘要欄①災害救助法施行費については、災害救助法に基づく災害救助基金積立金の増額によるもので、その他の経費と合わせまして、最下段、合計20億473万8,000円の増額をお願いしております。

7ページを御覧ください。

消防保安課におきまして、防災総務費及び銃砲火薬ガス等取締費の摘要欄①給与費について増額となっております。その他の経費と合わせ、最下段、合計245万9,000円の増額をお願いしております。

8ページを御覧ください。繰越明許費でございます。

まず、追加分といたしまして、危機管理政策課の消防学校運営費につきまして、防災センター・消防学校の電気設備改修工事において、機材の製作に時間を要するとともに、施設運営上の制約が重なったため、現年契約額に相当する工事の完了が困難となったことから、1億3,033万円の繰越しをお願いするものでございます。

次に、変更分といたしまして、防災対策推進課の防災対策指導費につきまして、県土強

靱化レジリエンス推進事業において、市町村が実施する事業の一部で、納期の遅れ等、不測の日時を要し年度内の完了が困難になったことなどから、繰越しをお願いするものであります。右から2列目の欄、3億9,176万円となっております。

なお、これらの事業につきましては、今後、早期の完了に努めてまいります。

危機管理部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、2点御報告いたします。

資料1-1を御覧ください。徳島県地域防災計画の修正案の主なものについてでございます。

徳島県地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、本県の災害応急対策等について対処すべき事項を定めた計画でございます。

今回、令和6年能登半島地震をはじめ、近年の災害の教訓や最近の施策の進展等に伴い、必要な修正や追加を行うものでございます。

主な修正項目といたしましては、まず、令和6年能登半島地震を踏まえた修正として、避難所QOLの向上をはじめ、被災者支援の強化のほか、要配慮者支援の強化や孤立対策の推進、公費解体等被災家屋の解体・撤去などの項目を修正いたしました。

また、令和6年8月の臨時情報発表を踏まえた市町村における対応方針の策定促進や、令和7年8月の板野町林野火災を踏まえた林野火災アラートによる県民への注意喚起を新たに追記いたしました。

さらに、最近の施策の進展等に伴う修正として、民間事業者と連携した安否不明者等の情報受付体制の構築をはじめ、救助救出対策の強化、県域レベルの災害中間支援組織、徳島被災者支援プラットフォームの設立や災害ケースマネジメントの推進など、被災者支援の強化のほか、広域応援・受援体制の整備や企業防災の推進について必要な修正を行ったところでございます。

なお、修正案の詳細につきましては、資料1-2を御覧ください。

続きまして、資料2-1を御覧ください。

徳島県消防広域化基本構想案の概要でございます。

持続可能な消防体制の確保に必要な不可欠となる消防広域化を進めるため、市町村や消防本部における議論の土台として、基本構想案を取りまとめたものでございます。

広域化後の組織につきましては、構成市町村から成る一部事務組合方式、又は県も加わる広域連合方式など、全国の先進事例を参考に、複数の選択肢をお示ししております。

また、新たな組織の方向性につきましては、県内1消防本部を前提としつつ、地域ごとの段階的な広域化や、消防指令センターや救急業務などの特定業務の段階的な共同化も含め、あらゆる角度から検討を進めてまいります。

今後の広域化のスケジュールにつきましては、来年度、令和8年度から令和9年度にかけて県が実施する詳細なシミュレーションを基に専門部会を設置し、広域化後の姿を見据えた具体的な協議を進め、徳島県消防広域化推進計画の改定と、新たに消防指令センター統合計画の策定につなげてまいります。

さらに、令和10年度以後、必要に応じて法定協議会を設置するなど、各市町村において具体化に向けた議論を進めていただき、早ければ令和13年度当初の広域組織発足を一つの目安としております。

なお、これらのスケジュールにつきましては、飽くまで他県の取組等を参考に想定したものでございまして、今後、各市町村や消防本部の理解が得られるよう丁寧な議論を積み重ねてまいります。

以上が、徳島県消防広域化基本構想案の概要でございます。

基本構想の詳細につきましては、資料2-2を御参照いただければと存じます。

報告事項は以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 木下賢功委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 原徹臣委員

ただいま、部長から説明がありましたが、徳島県地域防災計画の修正案についてお伺いしたいと思います。

南海トラフ巨大地震をはじめ大規模災害の発生が懸念される中、県地域防災計画は、いざ発災時に県庁各部局が的確な災害対応を行う上で大変重要な計画だと思います。

先ほどの報告の中でもありましたが、今回の資料1-1の中段部分の要配慮者支援の強化として1.5次及び2次避難所の開設・運営とあります。

能登半島地震では、道路の寸断とライフラインの途絶により多くの地域が孤立する中、要配慮者の命を守るため石川県が行った1.5次避難という取組がクローズアップされました。

南海トラフ巨大地震が発生した際には、本県においても同様の事態が生じるのではないかと危惧しておりますが、1.5次避難を見据えた県の取組を教えていただきたいと思います。

#### 明星防災対策推進課長

ただいま原委員より、1.5次避難を見据えた県の取組についての御質問を頂いております。

南海トラフ巨大地震におきましては甚大な津波被害が想定されており、いざ発災時には地域の孤立やライフラインの途絶が発生いたしまして、要配慮者へのケアが地域で行えなくなるおそれがございます。

地域が孤立している中、要配慮者の命を守るためには、保健師やDWA T等による福祉的なケアを行い、助かった命をつなぐ広域避難としての1.5次避難につきまして、しっかりと想定をしていく必要があります。

このため昨年の総合防災訓練では、南海トラフ巨大地震によりまして、壊滅的な被害を受けた沿岸部から内陸部へのへりによる広域避難、保健師やDWA T等と連携した避難所の速やかな開設・運営など、1.5次避難の手順を確認する訓練を実施したところであります。

今後とも、こうした訓練を踏まえまして、保健福祉部とも連携し、1.5次避難所の開設・運営手順の確認、さらにはホテル、旅館等を活用した2次避難へと円滑につながることができるよう検討を進めてまいります。

#### 原徹臣委員

ただいま御答弁にもございましたが、要配慮者対策は保健師やDWA Tをはじめとする専門職を含めた対応が不可欠であると考えます。

保健福祉部との連携を今後どのように進めていくのか、教えていただきたいと思えます。

#### 明星防災対策推進課長

ただいま原委員より、保健福祉部との連携を今後どのように進めていくのかとの御質問を頂いております。

委員お話しのとおり、大規模災害発生時には1.5次避難所や2次避難先となるホテル、旅館等におきまして、要配慮者の方々に対する的確なケアが不可欠となっております。

例えば移送の際、地元市町村や自衛隊をはじめ、関係機関との連携が重要となっております。

また、迅速に1.5次避難所となる場所を確保するとともに、1.5次避難所では保健師が健康状態の見守りを行いまして、DWA T等による福祉的なケアを適切に行う必要があります。

今後とも、危機管理部と保健福祉部が緊密に連携いたしまして、1.5次避難所等の的確な開設・運営の手順を検討するとともに、保健師やDWA Tといった専門職の方々も含めた実践的な訓練を積み重ねることで、要配慮者の支援体制をしっかりと検討してまいります。

#### 原徹臣委員

発災時に要配慮者の大切な命を守るためには、被災地から1.5次避難所、さらにはホテル、旅館等、2次避難へと迅速かつスムーズにつながることが重要だと思えますので、今後とも保健師やDWA T等の専門職の方はもとより、広域避難を担う自衛隊等関係機関や受入先となる市町村とも緊密に連携していただいて、訓練を更にブラッシュアップしていただいて、しっかりと検証して、県民の皆様の命を守っていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

次に、南海トラフ巨大地震が発生した際の情報収集についてお伺いしたいと思います。

本県は沿岸部を中心に家屋倒壊、土砂崩壊、さらには津波による浸水など、正に広域的な被害が想定されておりますが、発災時、被災者の命を救う迅速な救助活動を展開する際に必要とされるのは、迅速かつ的確な情報収集だと考えております。

災害対応の司令塔となる県災害対策本部において、現場の被災状況を把握するために、どのような情報収集を行っていくのか教えていただきたいと思えます。

#### 明星防災対策推進課長

ただいま原委員より、災害時の現場の被災状況を把握するために、どのような情報収集

を行うかとの御質問を頂いております。

南海トラフ巨大地震の発災時、県民の命を救うためには、県災害対策本部におきまして県内各地の被害状況を迅速に把握することが、適切な初動対応に不可欠であると認識しております。

このため、県におきましては、市町村や自衛隊、警察、消防本部等、関係機関の情報を集約するとともに、共有するため、災害時情報共有システムを運用しているところでございます。

また、県内各地の国、県、市町村のライブカメラなどの画像情報を集約するとともに、ヘリサットを搭載した消防防災ヘリうずしおや、自衛隊機の航空偵察による上空からの映像情報についても、リアルタイムで共有しているところであります。

さらに、複数のSNS上の投稿から災害に関連する情報をAIにより抽出するシステムSpecteeを導入しております、多様な手段により情報収集に努めることとしております。

#### 原徹臣委員

県災害対策本部においては、災害時情報共有システムやライブカメラなどにより現場の被災状況を把握していくとのごとでございますが、能登半島地震をはじめ近年の災害現場では、二次災害の危険がある場所や道路が損傷して孤立した集落の情報収集手段としてドローンの活用が注目を集めております。

ドローンの活用について、県の取組を今後どうしていくのか教えていただきたいと思っております。

#### 明星防災対策推進課長

ただいま原委員より、情報収集手段としてのドローンの活用に係る、県の取組についての御質問を頂いております。

委員お話しのとおり、二次災害の危険がある場所や陸路が寸断した孤立地域におきまして、的確に情報収集を行うためドローンは有効な手段の一つだと考えております。

このため、県におきましては昨年1月、県内でドローンを運用している事業者12社とドローンによる災害対応に関する協定を締結し、連携体制を構築するとともに、今年度の総合防災訓練においても自律航行型ドローンによる孤立地域への医薬品の搬送訓練を行ったところであります。

また現在、KDDI株式会社との包括連携協定に基づきまして、自律航行型ドローンとスターリンクを組み合わせたシステムによる情報収集の自動化に向けた実証実験につきまして、年度内にも実施する方向で調整を進めております。

今後ともドローンを効果的に活用することによりまして、発災時の迅速な情報収集、さらには的確な救助・救出活動につなげてまいりたいと考えております。

#### 原徹臣委員

県においては、KDDI株式会社をはじめ民間のドローン事業者と連携し、災害時の活用に向けた取組を進めていくということで安心しましたが、昨今のドローンを取り巻く技術の進歩は目覚ましく、例えば土砂が崩壊した現場においても、ドローンにより取得した高精

度な3D地形データを救助活動に活用することなども有効だと思いますので、今後も引き続き一人でも多く県民の命を救うため、訓練などを通じてドローンの更なる可能性をしっかりと検証していただくとともに要望しておきます。よろしくお願いいたします。

平山尚道委員

私からは大きく1点、質問させていただきます。

我が会派の眞貝議員が本会議で質問されました徳島県南海トラフ巨大地震被害想定を踏まえた防災対策の充実強化についてお伺いいたします。

本会議において、知事から広域行政である県として総合調整、補完の観点から、市町村の取組の強化をバックアップするとの答弁がございました。

私も被害を減らすためには、一義的には、まず市町村が地域における備えをしっかりと進めることが重要だと考えております。

そこでお伺いいたします。

今後、県として今回の被害想定を踏まえ、市町村の取組をどのように支援していくのか教えていただきたいと思います。

明星防災対策推進課長

ただいま平山委員より、今回の被害想定を踏まえまして、市町村の取組をどのように支援していくのかとの御質問を頂いております。

本県におけます防災対策の現状につきましては、いまだやるべき対策が残されておまして、県はもとより、現場の最前線となる市町村においても防災対策を積極的に進めることが重要であると考えております。

このため、助かる命を助ける対策といたしまして、残り2市町となりました津波避難困難地域の解消に向け、津波避難タワーや避難路の整備を強力に後押ししているところでございます。

また、被害想定を踏まえまして、市町村とも連携し、ハザードマップの更新や避難場所の整備を更に加速していくこととしております。

さらに、助かった命をつなぐ対策といたしまして、県におきましては、避難所における備蓄について県内1,000か所を超える避難所の現況を詳細に取りまとめ、早期に公表することによりまして具体的な取組を促してまいりたいと考えております。

今後とも財政的な支援はもとより市町村の奏功事例の横展開を図るなど、住民に身近な市町村をしっかりと伴走型で支援してまいりたいと考えております。

平山尚道委員

よく分かりました。

先ほどの説明でもございました防災対策において、住民に身近な市町村への支援は極めて重要でありまして、県においては市町村ごとにとり組むべき取組でばらつきが生じないように、県全体の底上げを図っていただくようお願い申し上げます。

防災対策の更なる進捗のためには、地域住民の皆様の自助・共助の取組も大変重要と考えております。

そこでもう1点お伺いしますが、今回の被害想定公表を踏まえ、地域住民の防災意識向上に向けて今後どのように取り組むのか教えていただきたいと思います。

#### 明星防災対策推進課長

ただいま平山委員より、地域住民の防災意識の向上に向けて今後どのように取り組むのかとの御質問を頂いております。

今回の被害想定公表を踏まえた県民の皆様への啓発といたしましては、県公式LINE、配布用チラシ、デジタルサイネージ、県立防災センターにおけるVRゴーグルでの地震・津波などの災害の疑似体験など、あらゆる媒体や手段を活用いたしまして被害想定を分かりやすくお伝えしてまいりたいと考えております。

また現在、啓発動画を新たに作成しておりまして、本年3月11日が東日本大震災から15年目の節目となることを踏まえ、今週の7日土曜日からYouTube徳島県チャンネルで広く公開するとともに、出前講座でも活用するなど、啓発の充実につなげてまいります。

加えまして、自分たちの地域は自分たちで守る共助の取組も重要でありますことから、令和8年度より新たに消防団を対象に救助用資機材の取扱いに特化した新たな教育プログラムを創設するなど、消防団活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

#### 平山尚道委員

県民の皆様への啓発といたしまして、被害想定を分かりやすく広くお伝えするというところでございました。

また、来週から啓発動画をYouTube徳島県チャンネルで広く公開するというところでございますが、広く知ってもらうために、一つの長い動画を小分けにして出していくショート動画は、恐らく非常に効果があるのかなと感じておりますので、その辺も御検討いただければと思います。

また、新たに消防団を対象に教育プログラムを創設するというところで、非常に期待しております。

私も消防団に所属しておりますが、消火活動であったり、行方不明者の捜索というのが重要だという今までの感覚でございますが、大災害からこれまで学ぶところによると、自助・共助というのが非常に重要であるということでございます。少しずつでも構いませんので、大災害に対する消防団の活動について、指針を決めていっていただきたいと、またそこもお願いいたします。

そして、知事も答弁されておりましたが、命を最優先とした積極財政を市町村や国と共にスピード感を持って進める必要があると考えております。

そのために県と市町村、また県民とが一体となって、今回の新たな被害想定を踏まえ、防災対策をより一層加速していただくよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 扶川敦委員

避難行動要支援者に対する個別避難計画の関係ですが、事前委員会でもお尋ねしましたけれども、1,900万円の予算が付いている個別避難計画の作成自体は保健福祉政策課が担

当ですから、直接お聞きできないことはよく分かっております。

しかし、今日も説明がありました県地域防災計画を作っていくベースとして、危機管理部としてあらゆる部局の情報をちゃんと把握していなければいけないはずですから、今日は危機管理部の認識を中心に、お尋ねしたいと思います。

まず、地域にどれだけ災害時の避難行動要支援者がいて、その人たちが避難することができるよう体制がとれているかをきちんと知ることが大事であり、自助・共助のレベルでカバーしきれない人たちを公助である消防や自衛隊、警察が救うために是非必要だという面があると思うんです。

今回の委員会に先立って、危機管理部の方が保健福祉部の担当の方をお連れいただいて、個別避難計画に関して説明を受けました。

そこでやり取りした内容を踏まえましてお聞きするんですけども、まず個別避難計画の作成者が誰なのかという認識なんですけど、災害対策基本法では、災害時の避難行動要支援者の名簿作成については市町村に義務付けられている。名簿はですね。

しかし、個別避難計画の作成は努力義務になっています。第49条の14では、市町村長は避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成するよう努めなければならない。ただし、それについて避難行動要支援者の同意が得られなければ、その限りではないとなっています。作られない場合もあるわけです。

保健福祉部からは、そうなっている理由について、避難行動要支援者の情報というのは障がいや病気等で動けないセンシティブな情報ですから、本人の同意がないと福祉部局から他に流せないという説明を受けました。

したがって本人が個別計画を作るのであって、市町村は努力義務なんだと。その人が作るのを市町村が支えるんだというような趣旨の説明を受けました。

では、支えるとはどういう意味か。努力義務というのはどこまで努力すればいいのかということを考えなくてはいけないと思うんです。

計画作成自体は同意が要るんですから、必ず全員には作れない事情があるから、それは努力義務でいいんですが、しかし最大限、個別避難計画が作成されるように個々の避難行動支援者全員に当たり切ってお願いをするという努力は、やり切らなくてはいけないと思うんです。これは義務だと思います。

そこら辺について、やり切る必要があるんだという認識を持っておられるかお尋ねします。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員より、個別避難計画に関して御質問を頂きました。

個別避難計画の作成は、委員おっしゃるとおり市町村長の努力義務であるところ、現在、県内全ての市町村が作成に着手しております。

個別避難計画作成に係る本人同意が得られない場合においても、市町村においては引き続き本人同意が得られるよう働き掛ける努力を継続していると認識しております。

扶川敦委員

では、現状ではどれだけ努力をし切れているか、あるいは努力がまだできていないかと

いうことが大事なんです。

福祉部局が把握している避難行動要支援者の数は令和7年4月1日時点で3万7,575人、個別避難計画作成者数は1万511人で28%、これは古い数字ですが、個別避難計画作成者というのは同意を得られている数とニアリーイコールなんですか。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員より、個別避難計画等に係る本人同意の率等について御質問を頂きました。

本人同意を頂くのと、その後計画を作成するのとの間に、多少のタイム差はあるかと思いますが、ほぼ近い数値かと認識しております。

扶川敦委員

それでは、残りの2万7,064人というのは、全ての避難行動要支援者に働き掛けた結果、同意を得られていないのでしょうか。それとも同意を得る働き掛け自体ができていないのでしょうか。どう認識されていますか。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員から、残りの方々の数値について御質問を頂きました。

各市町村において、それぞれ努力はされているかと思えます。詳細につきましては、すみません、危機管理部では把握していないところです。

扶川敦委員

事前の説明を受けていなくて、疑問に思っただけ聞いていますので、分からないことは分からないで結構なんです。後でちゃんと保健福祉部に聞いていただきたいという趣旨で尋ねております。

同意を得る働き掛けが全部できるように努力しなければいけない。努力の結果によって、出てくる結果によって、その後の対応が変わってくるわけです。

また、個別避難計画が一応できている1万511人の計画についても、完全でないものがあると思えます。

徳島市の個別避難計画を見ました。大体よく似た個別避難計画を全国で作っているんですがバラバラですね。決まった様式はない。その中で二人、支援者がつくことになっています。しかし個別避難計画ができたといっても、この1万511人の中に一人しか支援者がいなかったり、ゼロだったりするところがあるのだということを保健福祉部から説明を受けてびっくりしました。

これでは計画が機能しないかもしれません。そういう場合はやむなく消防とか、自主防とか、消防団とか、いろんな方の、近いところの力を借りないと逃げられませんよね。

つまり、この28%のできているはずの人たちの中にそういう人がどのぐらいいるのかということも把握しておかなければいけないと思うんですが、これも当然、あの時、説明を受けていませんから危機管理部として把握されていませんよね。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員より、個別避難計画における詳細について御質問を頂きました。  
今、委員がおっしゃったことにつきまして、危機管理部では把握はしておりません。

扶川敦委員

こういう一連のデータの把握について、まとめて意見を申し上げますけれども、そもそも昨年の集計時点から11か月たっていますよね。個別避難計画がどれだけできているかに関する状況も大きく変わっていると思います。今すぐにでも起こるかもしれない大災害に危機管理部が即応できるようにするためにも、今この時点で知っていなければいけないのではないのでしょうか。そうでないと災害対策の計画の中身が、重点が変わってくると思うんですけど。

昨年同様に、4月1日時点で、ひょっとしたら国の指示なんかがあって数字が出るのかもしれませんが、私は1年に1回分かっていたらいいという話ではないと思うんです。月々その数字が変わっていかなければ、防災対策全般を所管する危機管理部から保健福祉部をはじめとする庁内の担当課や市町村に、ここが弱いという助言をしたり、取組強化を促すきっかけがないではないですか。状況を把握していないと。

緊迫感を持って計画策定に取り組むのであれば、例えば市町村と県の共有ファイルをクラウド上に作って、あるいはそんなことをしなくても行政で共有できるシステムがあるんだったらそれを生かして、技術的には簡単な話ですから、今日質問するよということを事前に通告したら、すぐに答えられるぐらいの体制をとっておいてほしいです。いかがですか。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員より、市町村と県における、例えばシステム連携等につきまして御質問を頂きました。

現在、災害時要援護者対策を所管している保健福祉部におきましては、市町村が行う個別避難計画の作成等の支援を進めており、危機管理部としましても保健福祉部と連携を密にして、要配慮者の支援対策を進めてまいりたいと考えております。

扶川敦委員

連携して進めていくということの中に、情報について、もう少しスパンの短い、できればリアルタイムの把握ということも含めて要請していただきたい。お願いします。

そうして、その共有するデータの中にも、先ほど議論しました同意の働き掛け自体がどこまでできているのかと。これは本当に真剣にその市町村が取り組んでいるかどうかの指標です。

これは県としても把握して提供いただいて、リアルタイムに点検していく必要があると私は思いますので、お願いしたいと思いますが、いかがですか。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

繰り返しになりますが、災害時要援護者対策を所管する保健福祉部において、市町村が

行う個別避難計画の作成等の支援を進めておりまして、危機管理部としても保健福祉部と連携を密にしていきたいと思いますと考えております。

#### 扶川敦委員

申し訳ないですけど、危機管理部として対策をとるために、全体を把握するために必要だから、1年に1回なんかではなくて、せめて月に1回でも報告するようなシステムを作ってくださいということを保健福祉部にお願いするのが連携ではないでしょうか。

それぞれ勝手にして、よそのところには絶対に手を出さないなんていうのは連携ではありません。相談して要望していただきたいとお願いしておきたいと思います。

それから、働き掛けができていない避難行動要支援者に対しては、いつまでに働き掛けを終えるか、それは市町村の努力義務ですが、県としてもそれを把握して助言していく必要があると思うんですが、それができないというんだったら、それこそサポートが必要なんです。人員、費用のサポートをしなければいけない。ということは、目標を作って初めて、そのサポートの必要というのが分かると思うんです。

今回、保健福祉部が1,900万円掛けようとしている徳島県災害福祉支援連携体制強化事業では、個別避難計画の作成について専門サポートチームによる重点支援を実施するとなっております。

それがまた横展開していくという話になっていますが、横展開するということはまだ全体ができていないということなんですよ。

県としても県全体でいつまでにはやりきるんだという目標を持って、それに併せて市町村も目標を持ってくださいと、そういうような働き掛けをしていただきたいんですが、いかがですか。

#### 唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員より、個別避難計画作成の目標年度等につきまして御質問を頂きました。

個別避難計画の作成は市町村長の努力義務とされており、各市町村において、それぞれ進めているところかと思えます。

県としましては、保健福祉部、危機管理部が連携し、市町村に対しての支援を進めていきたいと考えております。

#### 扶川敦委員

先ほど提供いただいた中に、今紹介していただいた基本計画の修正部分は出ています。本編がないから先ほどネットで探していたんですが、閉じる度に消えてしまって肝腎のところが出てこないんですが、読んでいただいたら分かりますけど、全部後のほうに努力する、努力する、努力するとなっているんです。

努力する、努力するなんて言っていたら、できなくても仕方がないと読めますよ、この計画は。違和感を覚えました。

先ほど議論したように、自力で避難できないような人たちは、きちんとフォローし切らなければ、努力するでは済まないんです。命を落とすんです。喫緊の課題ではないですか。

そういう意味では、この文言についてはもう一遍考えていただきたいという意見を持っております。

出てきたデータを基に、どう取り組むかという話ですが、同意をして働き掛けても拒まれる例もあります。そうすると個別避難計画が立てられない。しかし、その人の気が変わるまで待っていても仕方ないでしょう。

具体的に災害発生時にどうするかということも考えなければ、誰一人取り残さない被災者支援ということにならないです。

地域防災計画51ページには、いろんなことを書いてありますが、国のほうでも法律が変わりましたね。石川のほうで登録被災者援護協力団体の登録制度というのができて、登録団体には、例えば被災者が今どこに避難しているかという情報が提供されるということになりました。これは後で議論しようと思っていて、先に言ってしまいましたけど、こういうところには情報提供されるんですね。では一般のボランティアはされないのかということになります。市町村のほうで民生委員とかいろんな人たち、関係者に提供することができる、個別避難計画を作成できている、できていないにかかわらず情報提供できる条例なんかを作って、提供できるようにすることができるという計画になっていますね、これ。全部のところ条例ができていますか、できるようになっていますか、それぞれの市町村で。

それぞれの市町村で、うちはボランティアには情報提供できないというようなことになると、ボランティアに行っても、例えば物資を持っていこうと思っても家に持っていけないんですよ。自宅には。自宅を教えてくれないから。仮設住宅は放っておいても分かります。見たら分かるので。

そういう、実際に避難できない人とか、自宅なんかに避難していて支援が受けられない人とか、そういう人たちをちゃんとつかんで、初めて仕事ができるのではないかと思います。

先に飛んでしまいましたので元に戻りますが、私は思うんですけども、少なくとも行政は誰が介護が必要だったり、障がいがあったりして自力で避難できないということは情報として持っています。

個別避難計画が立てられなくても、そのリストを平常時には避難訓練に活用したりできるはずですよ。

であれば、いざ発災となればこの情報を生かして、本人がどう言おうと、うちは個別避難計画なんか要らないと言っても、救わなくてははいけません。ここで努力義務だから救わないなんて言えますか。言うてはいけません。

こういうときには、例えば危機管理部が所管する消防、自主防災組織とか消防団、あるいは自衛隊や警察なんかと緊急に情報共有して、それで必要であれば条例も作って、その情報共有ができるように。現場に飛んで行くことができなければ助けられないではないですか。そのあたりはどのようにやっていこうとお考えですか。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員より、同意を得られない方に対しての支援等につきまして御質問を頂きました。

個別避難計画の作成は市町村長の努力義務であるところから、県内全ての市町村が現在、作成に着手しているところです。

個別避難計画作成に係る本人同意が得られない場合においても、市町村では引き続き本人同意が得られるよう働き掛ける努力を継続していると認識しております。

危機管理部としましては、保健福祉部と連携して要配慮者の支援対策を進めてまいりたいと考えております。

#### 扶川敦委員

得られなかった人のことをお尋ねしているんです。同意を得られなかった人はどうするんですか。個別避難計画を立てられなかった人をどう助けるんですか。本人が意固地だから死ねと言うんですか。それは無理でしょう。それはやってはいけません。

だから今申し上げたように、この人は動けないという情報があるんだったら、声掛けしたりする仕組みを作らなければいけませんよ。個別避難計画があろうがなかろうが。

本人が個人情報の提供を断ったけれども、やっぱり助けてほしいと思ったら、携帯や専用の発信機で自分の位置を発信することができたら、支援者側が自力で避難できないはずの人が避難できていない状況を把握して助けに行くという仕組みはできると思うんです。発信機を持っている人は避難行動要支援者だとすぐに特定できて、しかもいまだに避難できていないということが即座に分かるはずですよ。どこにいるかもGPSで分かる。

そして、もし可能であれば、近くにある消防や自主防災組織なんかに連絡して、まだ時間的にゆとりがある場合は、連れに行ってもらえるような対応ができるのではないですか。

余りにも津波が近いと死に行くようなものですから、それは強制できませんが、少なくとも、そういう対応まで考えるのが防災計画ではないでしょうか。どうでしょう。

保健福祉部で考えることだからでは済まない。今ここで議論していることを保健福祉部にお伝えいただいて、同意が得られずに個別避難計画が作成できない人でも、明らかに自力避難できないと分かっている人に対してはどう対応するかという仕組みを、今私が提案したような発信機も含めて作っていただきたいんですが、いかがですか。

#### 唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員より、個別避難計画が未作成の要支援者における位置情報等を把握できるシステム等を構築すべきかとの御質問を頂きました。

県としましては、個別避難計画作成に係る本人同意が得られない場合、またこういうシステム構築にも本人同意等の要、不要が検討されるものと考えております。

危機管理部としましては、保健福祉部と連携を密にし、要支援者の支援対策を進めてまいりたいと考えております。

#### 扶川敦委員

専用の発信機だったら本人同意なんか絶対に得られます。だってスイッチを切っているときはモニターできないんですから、どこにいるか位置を特定できません。プライバシーは守られます。高齢者のSOSの方式と一緒にですね。あらかじめそこに要支援者がいるということは行政は分かっている、ボタンを押したときに、それがSOSとして届けば

いいんです。プライバシーの侵害にも何にもなりません。そうしたら助けに行けるではないですか。これはプライバシーの侵害をせずに命を助けられますので、是非検討していただきたいと思います。

そういうふうにはちゃんと同意もするし、そういう機器を持ってもらわないと、あなた助けてもらえないよと、助からないよと、死んじゃうよと、説得するためにはそういう具体的な説明ができることが必要なんだと思います。

こういう具体的な手立てがあるからこれに乗ってくださいと言わなければいけないです。そこを詰めていただきたいと思います。これは保健福祉部の仕事ですね。だから危機管理部としても、その提案をしていただきたい。

以上が発災直後の避難に係る避難行動要支援者への対応ですが、以下は一次避難所までたどり着いた後の被災者全体の情報に係る質問をいたします。今回600万円の予算が付いている誰一人取り残さない被災者支援実施体制促進事業、孤立が予定されている県南地域において、被災者情報の取扱いや相互応援・受援に係る手法や課題を整理検討し、その成果を県全体に横展開するとなっておりますが、先ほど言いましたように2月に改正された災害対策基本法において、改めて改正部分を読みますと、登録被災者協力団体が第33条の2で作られまして、登録団体には、例えば被災者が今どこに避難しているかという情報が提供されるようになるのではないですか。

それから、登録団体は知事から協力命令が発せられたら、同法による救助に関する業務に協力しなければならない。これはびっくりしましたが、命令を受けるんですね。また登録団体には、救助に関する業務に関して実費弁償される。お金もくれるんですね。

一体どんな団体が登録されるのかなと思ってホームページを見たんですが、全国的に余り多くないですね。どうもまだ徳島はないのではないですか。徳島県の登録はありますか。

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員より、登録被災者援護協力団体について御質問を頂きました。

災害対策基本法の改正により、被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施を目的として、登録被災者援護協力団体制度が発足したところでございます。

最新の登録状況については、現時点ではまだ把握できておりません。

扶川敦委員

全国的にも少ないですしね。私も前からボランティアに行っていますけど、いろんなところへ行ってきました。日本全国あちこち行ってきました。

しかし、ボランティア団体というのは、そもそも行政に命令されて動くものではないのですか。命令されることに違和感があるんです。

それから、高速道路代ぐらいを援助してもらったことがあります。東日本大震災の時は助かりました。それだけはもらいました。

しかし、実費弁償などもらわなくてもするのがボランティアではないですか。未登録の団体は逆に被災者から、あなたは登録されていない団体だろうということで疑われるおそれが出てくるのではないかという、そんな心配さえ出てきます、私は。

そして何よりも、自宅や仮設以外の借上げ住宅に避難している被災者の情報は、登録団

体だけに知らされるのでは困る。これは先ほどお尋ねしました。先走りしましたけれども。

条例で定めて、ちゃんと実績のある、身元のしっかりしているボランティア団体というのであれば、国の登録団体に登録されて知事の命令で動くなんていうポジションに置かなくても協力します。そういう団体にも情報提供ができるようにしてほしいです。

そうしないと、仮設住宅は目で見れば分かりますので、未登録の団体は情報を教えてくれないとなると、結局は仮設住宅ばかりに行ってしまうと、それ以外のところは相変わらず手薄になってしまうのではないのでしょうか。そういう問題意識を私は持ちました。

徳島県として登録団体と未登録団体に、今私が申し上げました問題意識を踏まえて、どのような受援の内容を期待した仕組みを構築しようとしているのか、お考えをお聞かせください。

木下賢功委員長

小休します。(11時58分)

木下賢功委員長

再開します。(11時58分)

唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員より、被災者援護協力団体の登録または非登録等における扱いについて御質問を頂きました。

委員おっしゃるように、災害対策基本法改正によりまして、登録被災者援護協力団体は市町村から被災者等の情報提供を受けることができる等とされており、都道府県は災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁する等々、規定されているところでございます。

一言に登録被災者援護協力団体といいましても、法人格を持つような大きなNPOから、個人が行うボランティア的なもの、様々あるかと思えます。

県としましては、まずこの国の制度、発足したばかりですが、被災者支援協力団体制度の周知及び運用を進めていきたいと考えております。

扶川敦委員

私は、徳島防災ネットワークなんて勝手な名前を付けてボランティアに行っているんです。メンバーは若干おりますけど、小さな小さな団体で、ミニバンを買ったり、せいぜい車2台ぐらいで物資を届けるようなこともしてきました。泥かきもやりました。登録団体はそういうことをすることになっているんですよね。もっと広いことをやりますよね。そういう泥かきとか、物資を届けるとか、そういうことだけではなくて、もっと専門的なこともやれるような団体もあります。そういうのは私らはできませんので、そういうところにお任せすればいいと思います。

しかし、日本全国から有志のボランティアが集まって、1,000人単位で行列を作って、社会福祉協議会の窓口で並んでマッチングしてもらい、現場にボランティアへ行くというのは、本当にすばらしい姿ですよ。

それに対して国が首を突っ込んで、あなたたちには情報を教えるけど、あなたたちは教えないなんてことをやったら、私は腹が立ちます。自分たちにもなぜ教えてくれないのか、信用していないのかと。要するに命令に従わなければいけないとか、あるいは命令に従う代わりにお金を出すから情報提供するとかおかしいです。

条例をもって、個人情報の提供については一定の緩やかな対応ができるのではないかと思います。そういうところも、よその県で既にあるのではないかと思いますので。

そのあたりは十分研究していただいて、一般のボランティアの方が来たときも、被災者に対する支援がのびのびとできるような体制をとってほしいと思います。今後そういう研究をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

#### 唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま扶川委員より、個人ボランティア等につきまして御質問を頂きました。

個人ボランティア等につきましては、例えば社会福祉協議会等が開設するボランティアセンター等を窓口として運用されているところでございます。

今回の被災者台帳を活用した登録被災者援護協力団体につきましては、いわゆる個人のボランティアとは少し違うのかと認識しております。

#### 扶川敦委員

ボランティアと違いますよ。もうちょっと高次の活動をするんだろうと思います。それは有り難いことで、是非そういう団体にも徳島に来ていただきたい。でも、数は少ないですよ。登録されているのは、まだ10団体そこそこしか見ませんでした。制度が始まったばかりかも知れないですけど。

主力は普通のボランティアです、我々みたいな。1,000人ぐらい、大きな災害になったら1,000人単位でどんどんやってきます。それが日本人の良いところです。その人たちを生かさなくてどうするんですか。

私が石川県の災害でものすごい違和感を持ったのは、県外からは来るな、時期が迫ってきて、せいぜい隣県か近くのところ、県内からだけにするとか、そんなことがあったからなかなか行けなかったのです。

初動はもちろんですけど、泥かきみたいなことは全然手伝えなかったです。物だけ持って行きました。去年の12月には1,000個以上の餅をついて、仮設住宅へ届けましたけど、気持ちがあってもできないというのは腹が立ちます。

そんなことをやっていたら、せっかくの日本のボランティア文化というのは傷付いてしまいます。行政としてはそういう気持ちに答えて、広くボランティアを受け入れるようにするのが、一つの仕事をする観点だと思いますので、そこは強く意見を申し上げておいて、終わります。

#### 木下賢功委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第24号、議案第42号、議案第54号

以上で危機管理部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして、委員各位におかれましては、この1年間終始御熱心に御審議を賜り、また、委員会の議事運営に格段の御協力を頂きましたことを深く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。

これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また、佐藤部長はじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等を十分尊重していただき、今後の危機管理行政の推進に反映していただきますよう強く要望させていただきます。

また、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く謝意を表する次第でございます。ありがとうございました。

皆様方におかれましては、ますます御自愛いただきまして、引き続き、それぞれの場で、県勢発展のために御活躍いただきますことを祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

佐藤危機管理部長

危機管理部を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

木下委員長、嘉見副委員長をはじめ委員の皆様方には、この1年間、危機管理部の所管事項の審議を通じまして、各般にわたり、御指導、御鞭撻を賜り、誠にありがとうございました。

委員の皆様から頂戴いたしました貴重な御意見や御提言、御指導をしっかりと受け止め、南海トラフ巨大地震をはじめ大規模災害を見据えた防災対策を、より一層スピード感を持って推進してまいりたいと考えております。

今後とも、御支援、御指導を賜りますよう、よろしく願いいたします。

結びに、委員の皆様方の、今後益々の御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

今年1年、誠にありがとうございました。

木下賢功委員長

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（12時07分）